

次世代企業破綻処理法制における体系的な研究

加藤哲夫*

1. 研究の趣旨・目的・方向性

バブル経済崩壊後の産業界における金融を含む企業破綻は、負債規模が大きいただけにその影響は経済全体を揺るがすとともに、いわゆる倒産連鎖により倒産業種の産業基盤を変質させるほどに影響をもたらす。また、本来的に破綻が想定だにされていなかった金融機関の破綻は、国内、国外を問わず信用秩序の再構築を迫るほどの金融再編成を現実のものとし、さらには預金保険法によるペイ・オフをも現実に想定しなければならないほどに切迫したものになっている。

このような経済環境の変化は、否が応でも企業倒産法制の急速な変質をもたらし、その結果、1997年に始まる法務省民事局参事官室「倒産法制に関する改正検討事項」をふまえた倒産法制改正の機運が高まり、2000年の民事再生法の制定、01年の民事再生法の改正、2003年の会社更生法の全面改正として結実している。さらに、法制審議会では、破産法の全面改正に関する要綱の答申を終え、破産法改正案が国会に提出されている。

このように倒産処理の法制度の整備が進みつつ、他方では産業再生機構による破綻規定企業に対する破綻防止対応、私的整理ガイドラインの策定、産業再生機構による事業再生ガイドラインの策定、また、いわゆる特定調停法による調停による債務整理など、放置す

れば破綻するであろう企業の再生に向けての手法に関する研究とその施策の実現が、経済界を中心として端緒についたばかりである。前述の倒産処理法制を「破綻処理法制」といえば、これらは「破綻予防法制」ということになる。

さらに、個別の業種・業態における破綻処理法制としては、金融機関について「金融機関に関する更生特例法」等があるにすぎず、その他、地方公共団体、医療法人、学校法人、鉄道会社、社会保険組合など公益性の強い団体・法人形態における破綻処理法制は、個別の法制に若干の「清算」に関する規定があるにとどまり、特別法としては存在しない。古くから指摘があるように、法人形態が公益性などの故に特殊なものである法人に関する特別法の制定は、アメリカ合衆国連邦倒産法をみるまでもなく、今後の経済の変遷・推移をふまえれば、当然にその特殊性を取り込んだこのような業種・業態による縦割りの破綻処理法制も射程に入れる必要があろう（エンロンの倒産事例が参考になる）。このような観点からの体系的な研究もなされていないのが現状である。

以上のように、企業破綻処理の方式は、個別の倒産法制の整備・改編にとどまらず、多面的に制度の整備が進みつつあるとともに、欠落している制度的な整備も少なくないというのが現状である。また、現に進行している法制度の整備にあっても、この間の制度的な脈絡は、かつてのドイツ型の破綻処理である債権者優位型のシステムからアメリカ型の事

* 早稲田大学法学部部長

業再生へと傾斜しているといった点だけが際だって表出しているにすぎず、これらシステムの位置づけ、法理論的な整合性を求める体系的な分析、それをふまえた国際的な比較研究はほとんどなされていないといった状況にある。

さらに、この分野はこれまで手続法からのアプローチが主たるものであり、また、多数債権者・債務者との権利調整手続と位置づけられる傾向にあった。しかし、近時における理論体系の確立は、このような法制度面における特質からのアプローチだけではなく、金融制度、企業会計、税制、企業戦略、雇用政策、産業政策、さらには企業取引の形態など幅広い分野からのアプローチが必要であることは、近時盛行している倒産企業の営業譲渡ひとつをとってみても理解されよう。

以上のような多面的なアプローチによる分析・検討をふまえて、従来の倒産処理手続における権利の優先秩序を介した企業財産価値の分配といった発想から、企業財産の価値を招来の収益力を含む資産の収益性の観点での、資産劣化をいかに防ぎ、これをいかに維持し、収益性に富ませるかといった方向性を、次世代倒産法制のあり方として考える必要がある。

この研究では、以上のような現状の把握をふまえて、企業社会における今日とられている事前破綻処理方式と事後破綻処理方式のあり方を総合的に分析するとともに、これらを複合的に含む多様な業種・業態を包摂した、再生志向に裏付けられた新しい方向性をもった「次世代型企業倒産処理法制」の体系化と理論構築を目指すものである。

2. 「企業法制と法創造研究センター」における本研究の役割

今後の社会の変遷を展望するとき、企業倒産処理法制の分野は、倒産という経済的に極限的な状況において、平常時における取引

ルールの変質をもたらすという意味で、通常の企業法制を支配する原理がなじまない領域である。そのため、どちらかという企業法制の特殊な分野とこれまで考えられがちであった。しかし、市場原理に基づく企業間の自由な競争がいつそう進化した社会では、企業倒産の事態は日常的に不可避なものになる。その意味で、倒産企業の資産の有効な社会的活用を志向するこの研究が果たす役割は、今後の事後規制型社会における大きな柱というべき分野となる。

4. 研究のイメージ

